|  |  |
| --- | --- |
| 県税確認欄 | 鳥獣保護管理法施行規則第65条第１項 |
| □第7号該当(許可捕獲者) |
| □第8号該当(許可捕獲従事者) |
| □第9号該当(認定鳥獣捕獲等事業者の従事者) |
| □対象鳥獣捕獲員 |

第２号様式

香川県県税事務所長　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 職業 |  |
| 氏名 |  |

狩　猟　税　申　告　書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 狩　猟　免　許　の　種　類 | | | 納税済印押印欄 | | |
| 第一種銃猟免許 | （１）ライフル銃  （２）散弾銃  （３）空気銃(圧縮ガスを使用するものを含む) | |  | | |
| 網猟免許 | | |
| わな猟免許 | | |
| 第二種銃猟免許 | | |
| 税　率　区　分 | | 地方税法条文 | | 納　　付　　額 | |
| 本則税率 | 許可捕獲者に係る特例税率 |
| １．第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、２に掲げる者以外のもの | | 第700条の52第１項第１号 | | １６，５００円 | ８，２００円 |
| ２．第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農林水産業に従事している者を除く。）以外の者 | | 第700条の52第１項第２号 | | １１，０００円 | ５，５００円 |
| ３．網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、４に掲げる者以外のもの | | 第700条の52第１項第３号 | | ８，２００円 | ４，１００円 |
| ４．網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農林水産業に従事している者を除く。）以外の者 | | 第700条の52第１項第４号 | | ５，５００円 | ２，７００円 |
| ５．第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 | | 第700条の52第１項第５号 | | ５，５００円 | ２，７００円 |
| ６．認定鳥獣捕獲等事業者の従事者の狩猟者登録を受ける者 | | 附則第32条 | | 課税免除 | |
| ７．対象鳥獣捕獲員の狩猟者登録を受ける者 | |
| 注　意  ①「狩猟免許の種類」欄は狩猟免許の種類及び使用する猟具の番号を○印で囲んで下さい。  ②「税率区分」欄は該当番号を○印で囲んで下さい。「税率区分」２又は４の適用を受ける方は、必ず住所を有する市町村長発行の証明書を裏面に貼付して下さい。  ③「納付額」欄は該当税額を○印で囲んで下さい。 | | | | | |

|  |
| --- |
| 証明書はここに貼付して下さい。 |
| 第700条の52第１項第２号又は第４号該当者の判定について  従事している  従事していない  要しない  要しない  要する  なる  本年度の道府県民税の所得割額の納付を  要する  本人が控除対象配偶者又は扶養家族に  非該当  本人の配偶者又は本人を扶養している者が道府県民税の所得割額の納付を  該当１  本人が農業・水産業又は林業に  該当２  非該当  該当３  ならない |

※　証明書が第１号様式によらない場合においては、「該当１」から「該当３」のいずれに当たるかを○印で囲んでください。なお、後日、県税事務所の調査等によって、申告内容が真実と相違していることを確認した場合には、本税を追徴させていただきますのでご注意ください。